

○財務省告示第六十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年二月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月八日
財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百一
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
二十二年度における財政運営の
ための公債の発行の特例等に関
する法律（平成二十二年法律第
七号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条及び第六十二
条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、「価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入

し、価格競争入札において募入

五

方募

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額によりその発行（以下「非
競争入札」という。）及び
格競争入札と同時に行われる
札であつて、財務大臣が各
市場特別参加者による発行（以下「非
額を定める市場特別参加者による発行（以下「非
下「国債市場特別参加者による発行（以下「非
非価格競争入札」という。）

ハ
非競争
入札発競争

ロ
札発競争
入札発競争

も申込みのうち応募額を順次割り
当てる。その応募額を案分により
各申し込みの応募額を案分により
割り当て、各市場特別参加者との
各限額市場特別参加者との
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ
発

入札発競争
価格競争
入札発競争

額面金額で二兆三千八百七十二
億円、平成二十二年における
うち、平成二十二年における
財政運営のたためる法律第二
特例等に關する法律第二
項の規定に基づき発行した利
国債に於いては、額面金額一
兆千八百四十九億二千五百
万

十 十 十
七 六 五

十
四

十 十
三 二

十 十
ロ イ 一
発

払元償償
場利還還
所金金期
支額限

後第
の二
利期
子以

初利発競 I 加場び札非入価発
期行争非者特国発競札格行行
利入価・別債行争発競価
子率 札格第参市及入行争格日

日額平利てを毎
本面成子、支年
銀行額二十五年
百円に二つ
き百円
間
属す
る
日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

規下は期た期平年
定、次、が金と成〇
す、号、の銀額し、二
る期及翌の行を、十
期日及び営業日休業
に十五日に当日に
つ十五日に支
いて号に払
同じお
い。て
。て
以

額上額平す額
面の面成るの
金額そ金額二。整
百れ百十三年倍
円ぞ百円にの金額
にのにつき百円に
つ応募き百円よ
き百価格百円る
円六厘五厘もの
厘以と

十 十八
九

払 者 入
込 者 札
期 者 参
日 加

平 財
成 務
二 大
十 臣
三 か
年 ら
二 通
月 知
十 を
五 受
日 け
た
者